明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一二一）　一
○保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一二二）　八
〔**官庁報告**〕
国家試験
令和六年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　一〇
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四一
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○厚生労働省令第百二十一号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三日

厚生労働大臣　武見　敬三